

(第1条)

副委員長： 愛知県のガイドライン中に「防犯カメラ」という名称が使われているが、それをあえて避けて「安全安心カメラ」としたのはなぜか。

事務局： 本条例の対象となるカメラを限定的に定義することで一般的な「防犯カメラ」と呼ばれるカメラとの差別化を図るため「安全安心カメラ」という名称を使っている。

(第2条)

委員： 安全安心カメラと言いながら、防災を目的としたカメラは対象ではないのはなぜか。

事務局： 犯罪のない安全安心なまちづくりといった趣旨で平成20年に施行された「安全・安心なまちづくり推進条例」に基づき命名しているため、防犯目的に特化したカメラを対象としている。

(第3条) 質疑等なし

(第4条) 質疑等なし

(第5条)

委員長： 安全安心カメラ設置者の中で、1項で掲げる者だけは基準を定めなければならないということか。それとも安全安心カメラ設置者=1項で掲げる者ということか。

事務局： 安全安心カメラ設置者は1項で掲げる者以外はなり得ず、安全安心カメラを設置する以上は、基準を定めなければならないということである。

委員長： 1項に掲げる団体や個人はすべて把握しているのか。

事務局： 把握している。1項に掲げる者はいずれも市の施策に則って安全安心カメラを設置する者であり、それ以外の者が設置したカメラについては、条例の対象外としている。

委員長： 条例の対象者についてその他規定を設けている自治体も見受けられるが。

事務局： 市がコントロールできる範囲に限定することで、安全安心カメラの適正な管理を図りたいと考えている。

委員： 第1項では、「設置しようとするときは、規則で定めるところにより、安全安心カメラの設置及び運用に関する基準を定めなければならない。」と規定されており、設置する前に届出なければならないと読みとれるが、変更の届出をする時はどうか。

事務局： 変更するときも同様に事前の届出をする必要がある。

(第6条)

委員： 安全安心カメラ取扱者の設置に関する規定がない。管理責任者が取扱者を兼務する可能性はあるのか。

事務局： 管理責任者と取扱者が兼務する可能性はあると考えており、取扱者の設置に関してはあえて規定していない。

(オブザーバーである江南警察署に意見を求める。)

渡邊氏： 今後のことを考えると、もう少し広域的な条例にしたほうがよいのではないかと考える。なるべく多くの用に供する条例がいいのではないかと考える。

(第7条)

委員： データの保存期間を7日間で想定しているとのことだったが、上書きをするという

ことか。

事務局： カメラのデータ容量に応じて10日間や1ヶ月間の保存期間でも対応できると思う。ただ、7日間程度であれば綺麗な解像度での保存が可能になるだろうと考えている。保存期間を過ぎたデータについては、上書きによる消去を考えている。

委員： SDで保存するのか。それともHDDで保存するのか。SDはHDDより消費期限が短いと聞いたことがある。

事務局： コスト面での課題がありSDで想定しているが、保存できていないなどの不具合が生じた際に、SDが原因であればHDDに切り替えていくことも考えられる。

(オブザーバーである江南警察署に意見を求める。)

渡邊氏： SDは持ち運びが便利であるという反面、流出しやすいという側面もある。また、業務用のSDとなると市販のものに比べコストがかなりかかる。そのあたりも含めて再度検討した方がいいのではないか。

事務局： 設置後のメンテナンス等のことも考えながら、いただいたご意見を参考に慎重な機器選定を行っていきたい。

委員： データの破棄についてはどのように想定しているのか。物理的に破壊しても復元できてしまう可能性がある。以前も廃棄業者がデータを悪用し、転売したという事件が起こっている。

事務局： まだ具体的な破棄の方法については想定できていないので、そういったことも考慮していきたい。

(第8条)

委員： 外部というのは誰を想定しているのか。

事務局： 刑事訴訟法に基づく警察への提供や、弁護士法に基づく弁護士への提供などを想定している。

委員： 例えば捜査関係事項照会等の書類の発行に7日間かかってしまえば、データは上書きにより消去されてしまうと思うが、そういった際の対応はどのようなのか。

事務局： 提供してほしい旨の意思表示があった際は、提供することが適正かどうかを判断した上で、データを取り出し保管しておき、書類が提出され次第データを提供する。

委員： 民事事件の場合のデータの取り扱いはどうか。

事務局： 安全安心カメラはあくまでも設置により犯罪を予防することが目的であり、保存されたデータによる事件の解決は副次的なものだと考えている。民事事件を対象としたデータの提供は考えていない。

また、画像データ等の開示については、人物の個人照合が困難であるため基本的には行わず、例外として法令に定めがあるときと緊急かつやむを得ないと認めるときとしている。

委員： 個人情報保護条例との整合性はとれているのか。

事務局： 第8条第1項第1号に掲げる場合のみを対象としているので、個人情報保護条例で規定されてあっても問題はないと考えている。

委員： 他の市町村はどういった根拠で開示請求に応じているのか。

事務局： 条例中に自己情報の開示を規定している。ただ、実際に開示請求があったという実績はほとんどないと聞いている。

(第9条)

委員： 設置者と管理責任者は具体的に誰を想定しているのか。

事務局： 例えば、設置者とは、市や区、受託者の事業所といった「組織」であり、管理責任者とは、市の各課長や区長といった「人」を指している。

委員： 今回の寄付分に関してはどうか。

事務局： 市が設置者となり、危機管理課長が管理責任者となる。

(第10条・第11条)

委員： どこに公表するのか。

事務局： HP上での公表を考えている。

(第12条) 質疑等なし

(3) 協議・意見交換

(オブザーバーである江南警察署に意見を求める。)

渡邊氏： 個人情報保護に最大限に配慮した緻密な条例となっている。細かな規定、大まかな規定を取り混ぜて柔軟な条例にした方が後々いいのではないかと感じている。

委員： 区は毎年役員が交代するので、その都度、市から指導していただいて適切な管理をしていきたい。条例の対象となり、設置へのハードルがあがってしまい、設置に消極的になってしまう恐れがある。

事務局： 区については、毎年設置管理者や取扱者が変わると思うので、基準に基づいた運用を行うようにレクチャー等していく必要があると考えている。

委員： 情報開示については、もっと柔軟性を持った対応をして欲しい。例えば、子どもや高齢者が行方不明になってしまった時にも一切データを開示できないというのでは、お金をかけて設置する意味がないのではないか。

事務局： 第7条第1項第2号に「正当な理由なく」という表現を入れた。これは、例えば不審者情報が発信された場合に、事務局でデータを確認し口頭等で情報提供できるようにとの想定である。そういった柔軟な対応も場合によっては必要であると考えている。

3次回会議日程について

各委員がその場で記入した日程調整表に基づき事務局がとりまとめ。

次回会議： 11月15日(水) 午後2時から 第1委員会室